

養老町テレワーク施設 指定管理者募集要項

令和6年12月

岐 阜 県 養 老 町

養老町テレワーク施設の指定管理者募集要項

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、養老町テレワーク施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

①施設の設置目的

テレワークの推進により、都市との交流を図り、雇用の創出及び地域経済の活性化に資することを目的とした施設です。

②施設等の概要

所在地 岐阜県養老郡養老町若宮353番地

建物概要

構造 鉄筋コンクリート造2階建

敷地面積 6375.07㎡（施設敷地4124.00㎡ ＋ 南側駐車場2251.07㎡）

延床面積 1327.63㎡

施設内容 1階 階段室、機械室、駐車場
2階 事務室、レンタルオフィス、会議室、コワーキングスペース、クリエイターズスペース、カフェテリア、ソロワークスペース、休憩室、厨房、シャワー室、展望デッキ、キッズスペース

休館日 土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日、年末年始（12月29日～1月3日）。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、臨時に休館日を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

2 指定管理者が行う業務

①使用の許可等に関する業務

②施設の維持管理に関する業務

③その他業務

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理料

①本町が支払うべき指定管理料の年額及び指定期間（5年間）の総額は、次の基準額（消費税、地方消費税その他の一切の経費を含む。）以下で事業計画書により提案してください。

・指定期間内の総額 45,000千円

（1年目 9,000千円、2年目 9,000千円、3年目 9,000千円、4年目 9,000千円、5年目 9,000千円）

②本町が支払うべき指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に予算の範囲内で支払います。施設は、利用料金制を導入しているため、指定管理者は町が支払う指定管理料のほか、施設利用料金等、施設利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。また、自ら企画・実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができます。

5 応募資格

- ①指定期間中、安全かつ円滑にセンターの管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ②団体又は代表者が次の項目に該当しないこと。
 - (1)法律行為を行う能力を有しない者
 - (2)破産者で復権を得ない者
 - (3)地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者(一般競争入札の参加を制限されている者)
 - (4)地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された事がある者
 - (5)当町から指名停止措置を受けている者
 - (6)税を滞納している者
 - (7)社会更正法、民事再生法等により更正又は再生手続きを開始している法人
 - (8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
 - (9)政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
 - (10)宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗寧法人及びこれに類する団体）

6 募集要項の配布

- ①配布場所 養老町役場 産業建設部 産業観光課
〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798番地
電 話 0584-32-1108 FAX 0584-32-2686
- ②配布日 令和6年12月2日（月）から

7 提出書類

以下の書類を正本1部、副本7部提出してください。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き原則としてA4判にて提出してください。

- ①指定申請書 ※様式第1号
- ②事業計画書（団体の概要・経営方針、施設の経営方針、施設の管理方法等、情報公開・個人情報保護の措置、緊急時の対応策等） ※別記様式1
- ③収支予算書 ※別記様式2
- ④法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本
- ⑤法人以外の団体の場合は、代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿
- ⑥申請資格に関する申立書 ※様式第2号
- ⑦前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ⑧団体又は代表者の納税証明書（国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税の滞納がない証明）証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のもの。

8 応募申請の提出期限

令和6年12月25日（水）必着（郵送可）
（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。ただし土・日曜、祝日を除く。）

9 提出先

募集要項配布場所に同じ

10 選定方法

- ①養老町テレワーク施設の指定管理候補者の選定にあたっては、養老町指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定します。
- ②養老町指定管理者選定委員会にて応募書類による審査後、総合的な評価により選定します。なお、応募者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聞くことがあります。
- ③指定管理候補者は、養老町テレワーク施設を最も効果的かつ効率的に管理が実施できると認められる者を選定します。

11 選定の基準

- ①設置目的が達成できる管理運営に係る基本方針等が策定されていること。
- ②住民の平等な利用が確保されること。
- ③計画する事業内容が、施設の効用を最大限に発揮させると。
- ④施設の管理に係る経費の削減が図られること。
- ⑤施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- ⑥安全管理の状況（防犯、防災等の警備計画）が適正であること。
- ⑦住民の声が反映される管理が行われること。
- ⑧個人情報適正に管理されていること。

12 選考結果のお知らせ

令和7年3月下旬までに文書でお知らせします。

13 指定管理者の指定

指定管理候補者の選定後、地方自治法に基づき、養老町議会に指定管理候補者を指定管理者とする議案を提案し、議決後に指定管理者として指定を行い、文書で通知します。

14 協定の締結

管理実施細目、委託料等の確認のため、基本協定書及び年度協定書を取り交わすことになります。

15 その他

- ①募集要項についての質問は、質問票で12月2日（月）から12月20日（金）まで受け付けますので担当課へ送付願います。
- ②申請に関する必要な費用及び指定管理者指定のための準備に係る経費は支給しません。
- ③提出期限後、応募書類その他提出された書類の変更は、原則として認めません。
- ④大規模災害発生時や原材料価格等の上昇に係る対応については、別途協議とします。

【問い合わせ先】

養老町役場 産業建設部 産業観光課

電 話 0584-32-1108

FAX 0584-32-2686